

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表政策部の部DX・行革推進室の項中「DX・行革推進室」を「DX推進室」に改め、同表総務財政部の部財務課の項中「財政グループ」を「財政行革グループ」に改め、同表健康福祉部の部新型コロナウイルスワクチン接種室の項及び子ども未来課の項を削り、同部の次に次のように加える。

子ども未来部	子ども政策課	子ども総務グループ 保育サポートグループ
	子ども総合支援課	母子保健グループ 子ども家庭グループ 子ども支援グループ

別表政策部の部DX・行革推進室の款中「DX・行革推進室」を「DX推進室」に改め、（5）を削り、同表総務財政部の部財務課の款財政グループの項中「財政グループ」を「財政行革グループ」に改め、（5）を（6）とし、（4）の次に次のように加える。  
（5）行財政改革に関すること。

別表健康福祉部の部新型コロナウイルスワクチン接種室の款及び子ども未来課の款を削り、同部の次に次のように加える。

子ども未来部	子ども政策課	子ども総務グループ	(1) 子ども・子育て支援に係る施策の総合調整に関すること。 (2) 子ども・子育て支援に係る計画に関すること。 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 (4) 児童扶養手当に関すること。 (5) 子育て支援に関すること。 (6) 部及び課の庶務に関すること。
		保育サポートグループ	(1) 子どものための教育・保育に係る給付認定に関すること。 (2) 子育てのための施設等利用給付に関すること。 (3) 市立の保育所及び認定こども園の設置、運営及

		<ul style="list-style-type: none"> <li>び管理に関すること。</li> <li>(4) 亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年亀山市教育委員会規則第1号）第2条の表に掲げる事務のうち市立幼稚園に関すること。</li> <li>(5) 放課後児童クラブに関すること。</li> <li>(6) 亀山市子育て支援センター及び亀山市立亀山児童センターの管理運営に関すること。</li> </ul>
子ども総合支援課	母子保健グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健に関すること。</li> <li>(2) 子どもの健診に関すること。</li> <li>(3) 女性の相談に関すること。</li> <li>(4) 19歳未満の予防接種に関すること。</li> <li>(5) 課の庶務に関すること。</li> </ul>
	子ども家庭グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭児童相談及び支援に関すること。</li> <li>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく助産施設及び母子生活支援施設への入所並びに要支援児童等に関すること。</li> <li>(3) 要保護児童等・DV対策地域協議会に関すること。</li> <li>(4) ヤングケアラーの支援に関すること。</li> </ul>
	子ども支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの発達相談及び支援に関すること。</li> <li>(2) 療育に関すること。</li> <li>(3) 福祉、教育、保健及び医療との連携に関すること。</li> </ul>

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。